

会議録未校正原稿閲覧等申請書

申請書名	会議録未校正原稿閲覧等申請書
申請サイズ	A4サイズ
記載要領	申請者欄に住所、電話番号、氏名を記入して下さい。 申請会議名欄の〔 〕に を付して下さい。 写しの交付欄の〔 〕に を付して下さい。
申請目的及び 注意事項	<p>目的 町政の推進のため住民に情報を積極的に開示している中、島本町議会での本会議及び常任委員会並びに特別委員会における会議の次第（以下「会議録」という。）の公開について、製本後の会議録発行まで時間を要するため、未校正段階における閲覧等ができるようにしたものです。</p> <p>注意事項 （１） 未校正原稿が閲覧等できるまで、会議終了後、おおよそ1ヶ月かかります。 会議録の調製が完了し、文化情報コーナーで閲覧が可能となった後は申請できません。 （２） 調製段階での会議録については、次の区分により取り扱ってください。なお、閲覧の場所は議会事務局とし、持ち出し、貸与は認められません。 会議録を閲覧し、又はその写しの交付を受けようとする方は、別に定める申請書により議会議長の承認を受けなければなりません。 よって、申請受理後、おおよそ1週間後までに閲覧等の可否をご連絡いたします。 会議録が調製段階のものであるため、誤記や脱字など不正確な内容であることを明確にする意味で、当該原稿に「未校正」との表示を行っていますので、閲覧し、又はその写しを交付したことにより紛争等が発生した場合、申請者の責任において処理するものとし、島本町議会としてはその責めは一切負いません。</p>
手数料	閲覧に係る費用の負担については、島本町情報公開条例に準じた取り扱いといたします。 コピー1枚につき、10円です。
その他	
受付窓口	役場3階議会事務局へ直接ご持参又は郵送にて受付いたします。